No.155

2021. 5. 25 (令和3年)



発行(公社)神奈川労務安全衛生協会厚木支部編集:広報部会

支部だより ―― あいかわ あつぎ あやせ えびな きよかわ ざま やまと

E-mail: atsugi@roaneikyo.or.jp http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/atsugi/index.html

もくじ

1 ……支部長新年度のご挨拶

2 ……監督署長着任のご挨拶

3 · · · · · 監督署職員配置図

4……支部からのお知らせ

〒243-0018 厚木市中町3丁目1-7 TEL (<mark>046) 259-8118</mark>



『新年度にあたり』

厚木支部長 坂本 貴司 アンリツ株式会社

会員の皆様、こんにちは。

神奈川労務安全衛生協会 厚木支部長の坂本です。 支部長就任より、アッと言う間の1年が経過しま した。昨年度を振り返ってみると、新型コロナウィル ス感染症に翻弄された1年ではなかったでしょうか。 当支部の運営においても、安全および衛生大会、役員 会や部会活動の他、教育事業の中止や延期など大き な影響がありました。このようななかで、役員会や三 役会では、これまでの開催方法から今後を見据えニ ューノーマルになる Web を活用した開催方式を TRY しました。慣れない事柄もありましたが、無事 開催できた事は今後の支部運営の大きな一歩になる と思います。

厚木労働基準監督署管内の災害発生状況に目を向けると、発生件数としては減少した業種はあるものの、死傷者・死亡者ともに前年より増加しました。交通インフラの整備、高齢者の増加、労働者や後継者不足、職場でのクラスター発生など、我々を取巻く環境は年々複雑に絡まりつつあります。このような状況だからこそ、改めて安全三原則に従って基本を疎かにしないことが大事だと考えます。

新年度を迎え、会員企業の皆様のもとにも期待に 胸を躍らせる新入社員が入社されたのではないでし ようか。自分が入社した頃と比較すると労働条件や 労働環境が当時と大きく変化していると感じていま す。 4月1日より改正高年齢雇用安定法が施行されました。これまでの65歳以上までの雇用確保(義務)に加え70歳までの就業確保措置の実施が『努力義務』となりました。人材確保の面では有効なのですが、社員の安全確保、健康保持増進策について更に充実した対応を進めていく必要がでてきています。

また、パートタイム・有期雇用労働法が中小企業にも適用され、同一企業内において、正社員と非正規社員の間で基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。一方で、コロナ禍を背景とした在宅勤務はもとより、働き方そのものの多様化が加速してきています。ワークライフバランス向上の視点を含め、労働条件の整備についても一段の取り組みが求められてきています。

現在も、新型コロナウィルス感染拡大防止と支部 行事に参加される皆様の安全と健康確保を第一に支 部の運営を進めております。会員事業場の皆様にお かれましては、現下の状況をご賢察いただき、支部運 営への引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げ ます。

最後に新たに着任された吉田署長様、はじめ厚木 労働基準監督署の皆様の相変わらぬご指導・ご鞭撻 と会員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上 げまして、新年度にあたってのご挨拶とさせていた だきます。



『着任のご挨拶』

厚木労働基準監督署署 長 吉田 光幸

日頃から、神奈川労務安全衛生協会厚木支部会員事業 場の皆様方におかれましては、厚木労働基準監督署(以下「厚木署」という。)の労働行政の推進にご理解ご協力 を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年4月1日付けで、厚木署署長に着任いたしました 吉田です。私は、平成21年4月からの2年間、主任監 督官として本厚木駅南口側にあった旧庁舎に勤務してい ました。平成23年(2011年)3月11日の東日本 大震災当日も厚木署に勤務していました。

私は辻堂駅が最寄り駅で、当時も現在も通勤ルートには、茅ヶ崎駅から厚木駅までのJR 相模線が含まれています。相模線は東電からの電力供給のため(他のJR 線は、JR の自社発電所から供給)、震災後の計画停電の影響を受け、約2週間運休が続きました。その間、本厚木までの通勤は、平塚駅からの満員となったバス乗車や藤沢駅から相模大野駅乗り換えによる小田急線利用となりました。また、計画停電により、厚木署の開庁時間中に2回、3時間程停電中の業務となりました。庁舎は変わっても再び勤務すると震災に限らず、当時のことがいろいろ思い出されます。県央地区で働く機会が再び得られたことを嬉しく思います。前回同様、よろしくお願いいたします。

ところで、新年度になりましても、新型コロナ感染症が猛威を振るい、変異株については感染力が強く、重症化のスピードも速いと報道されています。会員事業場の皆様におかれましても、昨年に続き、クラスター対策等コロナ感染症防止対策は、事業活動を進めていく上で、労務管理上最優先の課題となっています。

コロナ禍を契機に、本格的に「テレワーク(リモートワーク)」を導入・実施された事業場もあると思います。 テレワークにつきましては、事業場側からは「労働時間の管理が難しい」、労働者側からは「仕事と仕事以外の切 り分けが難しい」、「長時間になりやすい」等の意見が出ています。厚生労働省ではテレワークの労務管理が適切にできるよう、「テレワークにおける適切な労務管理ガイドライン」を作成しています。厚生労働省のホームページからダウンロードして、本ガイドラインをご活用いただければと思います。

働き方改革に関しましては、コロナ禍ではありますが、 予定通り進められています。「時間外労働の上限規制」は、 昨年4月1日から企業の規模に拘わらず適用されていま す。「同一労働同一賃金制度」については、本年4月から 中小企業においても、適用されています。同一労働同一 賃金とは、同一企業内で同じ仕事についている限り、正 規社員であるか、非正規社員であるかを問わず、同一の 賃金を支給するもので、不合理な待遇さを解消すること を目的としています。同じ仕事でも、正規社員と非正規 社員の賃金が異なる場合は、両者の責任の程度が異なる 等、職責に違いがあることが必要です。さらに、注意す べき点は、言葉上は同一賃金となっていますが、賃金に 限らず福利厚生面での待遇や教育訓練の機会も同一にす る必要があり、違いや理由について労働者から説明を求 められた場合は企業側で説明しなければなりません。

新型コロナウイルスは蔓延し、厳しい状況が続いていますが、会員事業場の皆様方と共にこの状況を何とか乗り越え、いままでの日常をいち早く取り戻したいと思っています。

Γ Don't lose to Corona until we regain our daily life so far. Γ

皆様方には、今後とも変わらぬご支援・ご協力をお願い申し上げますとともに、貴事業場の益々のご発展と皆様のご健勝を祈念し、着任のご挨拶とさせていただきます。

| | | | | 業務課長 | 労災 - 労働保険専門員 | 労災・労働保険専門員 | · 労災 · 労働保険調査員 | : | | İİ |
|-------------------|-------|---------|-----------------|---------------------------------------|--------------------|-----------------------|----------------|--------|-------|---------------|
| 見在 | 労災第一課 | 副署長(労災) | 44 橋本 | 48 8 8 | 49 □ □ | 50 □ □ | 51 審 | | | M M |
| | | | | 45 小早川 | 47 大村 | 46 阿部 | 52 | | | 6階会議室 |
| R03.04.10現在 | | | | | 劣災・労働保険調査員 | 労災・労働保険調査員 | | | | |
| R03.0 | | Γ | | T | . 一 | 光災 光衡保険専門員 | 1 | | | |
| | | 労災第一課長 | 37 佐藤 | ————————————————————————————————————— | 42 布沢 | 43 64 64 | | | 相談ブース | |
| | | | | 38 ⊕ | 88 年 | 40 | | | 相談 | _ |
| | | | | 光炎・光衡保険専門員 | 劣災・労働保険専門員 | | | | | |
| | | Г | | T 労災給付調査官 | T - 労働保険調査員 | 1 | | | 相談ブース | |
| | 労災第二課 | 労災第二課長 | 32 小野 | 35 漢 | 36 ★ | | | | 相關 | _ |
| | 光災 | | | 33 神馬 | 34 宅見 | | | | | |
| | | _ | | - 開発回 | 労災・労働保険専門員 | | | | | |
| 厚木労働基準監督署 配置図•内線表 | 第一方面 | 第一方面主任 | 58 景 | 猖讏回 | 楣麵佪 | 1 | | | | |
| | 無 | | | 30 橋場 | 31 倉貴 | | | | | |
| | 第二方面 | 第二方面主任 | 26 /\\] | 27 松本 | 28 今田 | 外 題 原 | | | | |
| | 無 | | | 粗麵回 | 適正化指導員労働時間管理 | 労働条件指導員外国人労働者 | . 1 | ř. | | |
| | | _ | | | | | 1 | カンフル | | |
| | 第三方面 | 第三方面主任 | 23 西内 | | | | ' | | | |
| | | | | 立替払実地調査員 | 立替払実地調査員 | 総合労働相談員 | 1 | | | _ |
| | | | | 中 | 24 渡辺 | 52 当当 | | | | |
| | 第四方面 | 第四方面主任 | 21 矢野 | 20 令 《 | 22 増田 | 53 十 | | | | |
| | | | | 適正化指導員労働時間管理 | 立替払実地調査員 | 総合労働相談員 | | | | |
| 英 | | | | 安全専門官 | 計画届審查員 | _ | | | | |
| 令和3年度 | 安全衛生課 | 安全衛生課長 | 15 川村 | 8 # # | 19 西原 | | | | | 田田田 |
| | | | | 16 対法 | 17 秋田 | | | | | |
| | | | | 門 門 門 門 | 36協定点検指導員石綿障害防止相談員 | 中 | 12 田影 | | | |
| | | 副署長(管理) | 14 小山 | | 5 | 業務課 第3次給付調査官 | <u> </u> | | | 署長室 |
| | | | | 当 上 24 | 45 聯 | ** | 11 天野 | | | 肿 |
| | | - | | 未払賃金調 | 金補助員 | | · 労災給付調査官 | _ [| | |

新会員のご紹介

当支部には様々な業種の事業所が加入されており、それぞれ特色ある企業活動をされています。 令和2年度は1事業所に入会いただきました。

◇鶴盛工業株式会社 (綾瀬市)

支部からのお知らせ

「令和3年度定期総会について」

令和3年度(公社)神奈川労務安全衛生協会厚木支部定期総会が4月23日(金)アンリツ株式会社にて開催されました。

昨年に引き続き今回も新型コロナウイルス感染防止のため最低限の人員にて開催しました。総会成立に関して「総会員427事業場のうち6名出席、348事業場の委任状が提出されましたので、厚木支部規約第20条に則り本総会は成立しています」。

議事の進行役は支部規約に基づき坂本支部長が議長に選任され、挨拶をされた後に議事が進行されました。第1号議案「令和2年度事業報告」、第2号議案「令和2年度収支決算報告」を金丸事務局長より、第3号議案「令和2年度会計監査報告」を島田会計監査から報告され、第4号議案「令和3年度事業計画(案)」、第5号議案「令和3年度予算(案)」、第6号議案「役員選任(案)」を金丸事務局長から説明があり、すべての議案は承認可決されました。

「職場安全衛生功労者について」

令和2年度の職場安全衛生功労者は2名の方が承認されました。 別途日を改め、表彰式を執り行い表彰状と記念品の贈呈を予定しております。

- *日産自動車株式会社 先進技術開発センター 森田 浩一 様
- *株式会社トランスシティサービス 古川 正裕 様

「今後の支部行事予定について」

- 6月 8日 (火) 全国安全週間県央地区推進大会 (Web配信予定)
- 6月15日(火)階層別KYT講習会(一般層向け)
- 6月17日(木)・18日(金)職長教育講習会
- 6月25日(金)安全衛生推進者養成講習会
- 6月29日(火)職長能力向上講習会
- 7月 8日(木)安全管理者選任時研修
- 7月16日(金)衛生推進者養成講習会
- 7月21日(水)階層別KYT講習会(一般層向け)

※講習会を受講される皆様には新型コロナウイルス感染症対策の為、検温・手指消毒のご協力をお願い しております。